

小委員会提示事項

項目	内容	実施時期
業務職給料表	○ 別紙1のとおり	勧告給料表の実施時期
給料の調整額	○ 別紙2のとおり	勧告給料表の実施時期
勤勉手当の成績率	○ 別紙3のとおり	R7.6月期支給分から
旅費制度	○ 別紙4のとおり	R6.3.31以後の退職者
フレックスタイム制	○ 別紙5のとおり	R6.4.1
勤務間インターバル連続勤務の禁止	○ 別紙6のとおり	R6.4.1
育児時間	○ 別紙7のとおり	R6.1.1
災害休暇	○ 別紙8のとおり	R6.1.1
夏季休暇	○ 別紙9のとおり	R6.4.1
介護休暇	○ 別紙10のとおり	R6.1.1
会計年度任用職員制度	○ 勤勉手当の導入 別紙11のとおり	R6.4.1
	○ 災害休暇の導入 別紙12のとおり	R6.1.1
	○ 育児時間の見直し 別紙13のとおり	R6.1.1
	○ 介護休暇の見直し 別紙14のとおり	R6.1.1

業務職給料表（案）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	147,800	231,400	268,900	300,300
	2	148,300	233,300	270,700	302,400
	3	148,800	235,000	272,400	304,500
	4	149,300	236,800	274,200	306,600
	5	149,800	238,500	276,000	308,700
	6	150,300	240,100	277,800	310,800
	7	150,800	241,600	279,600	312,900
	8	151,400	243,100	281,400	315,000
	9	152,000	244,500	283,200	317,000
	10	152,500	246,000	285,000	319,000
	11	153,200	247,500	286,800	321,000
	12	153,800	249,000	288,600	323,000
	13	154,400	250,500	290,400	324,900
	14	155,100	252,000	292,100	326,900
	15	155,900	253,500	293,800	328,800
	16	156,700	255,000	295,500	330,700
	17	157,500	256,400	297,200	332,600
	18	158,500	257,900	298,900	334,500
	19	159,600	259,400	300,500	336,400
	20	160,700	260,900	302,200	338,400
	21	161,800	262,400	303,900	340,200
	22	162,900	263,900	305,500	342,100
	23	164,000	265,400	307,100	343,900
	24	165,100	266,900	308,700	345,700
	25	166,200	268,400	310,300	347,500
	26	167,500	269,900	311,800	349,200
	27	168,900	271,400	313,300	350,800
	28	170,300	272,900	314,700	352,400
	29	171,700	274,400	316,100	354,000
	30	173,200	276,000	317,600	355,200
	31	174,700	277,500	319,000	356,400
	32	176,200	278,900	320,400	357,600
	33	177,800	280,400	321,800	358,800
	34	179,300	281,900	323,200	359,900
	35	180,900	283,200	324,600	360,900
36	182,500	284,600	325,900	362,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	184,100	285,900	327,200	363,000
	38	185,600	287,300	328,400	364,000
	39	187,200	288,700	329,600	364,900
	40	188,800	289,900	330,700	365,800
	41	190,300	291,200	331,800	366,700
	42	191,700	292,400	332,800	367,500
	43	193,100	293,600	333,700	368,300
	44	194,500	294,700	334,600	369,100
	45	195,800	295,800	335,500	369,800
	46	196,900	296,800	336,400	370,400
	47	198,000	297,800	337,200	371,000
	48	199,100	298,800	338,000	371,600
	49	200,100	299,800	338,800	372,100
	50	201,100	300,800	339,600	372,600
	51	202,100	301,700	340,300	373,000
	52	203,000	302,600	341,000	373,400
	53	204,000	303,500	341,700	373,800
	54	205,100	304,400	342,400	374,200
	55	206,200	305,300	343,000	374,600
	56	207,400	306,100	343,600	375,000
	57	208,700	306,900	344,200	375,300
	58	209,900	307,700	344,700	375,700
	59	211,200	308,500	345,200	376,100
	60	212,500	309,300	345,700	376,400
	61	213,800	310,100	346,100	376,700
	62	215,100	310,700	346,500	377,100
	63	216,400	311,300	346,900	377,500
	64	217,700	311,900	347,300	377,800
	65	218,900	312,500	347,700	378,100
	66	220,200	313,100	348,100	378,500
	67	221,500	313,700	348,500	378,900
68	222,800	314,300	348,900	379,200	
69	224,000	314,800	349,200	379,500	
70	225,300	315,400	349,600	379,800	
71	226,600	315,900	350,000	380,100	
72	227,900	316,400	350,300	380,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	73	229,200	316,900	350,600	380,700
	74	230,500	317,400	351,000	381,000
	75	231,800	317,900	351,300	381,300
	76	233,100	318,400	351,600	381,600
	77	234,400	318,800	351,900	381,900
	78	235,600	319,300	352,300	382,200
	79	236,900	319,700	352,600	382,500
	80	238,200	320,100	352,900	382,800
	81	239,400	320,500	353,200	383,100
	82	240,700	320,900	353,500	383,400
	83	242,000	321,300	353,800	383,700
	84	243,200	321,600	354,100	384,000
	85	244,500	321,900	354,400	384,200
	86	245,800	322,300	354,700	384,500
	87	247,100	322,700	355,000	384,800
	88	248,400	323,000	355,300	385,100
	89	249,600	323,300	355,600	385,400
	90	250,900	323,700	355,900	385,700
	91	252,200	324,000	356,200	386,000
	92	253,500	324,300	356,500	386,300
	93	254,800	324,600	356,800	386,600
	94	256,100	325,000	357,100	386,900
	95	257,300	325,300	357,400	387,200
	96	258,500	325,600	357,700	387,500
	97	259,600	325,900	358,000	387,800
	98	260,800	326,300	358,300	388,100
	99	262,000	326,600	358,600	388,400
	100	263,100	326,900	358,900	388,700
	101	264,100	327,100	359,200	389,000
	102	265,200	327,400	359,500	389,300
	103	266,300	327,700	359,800	389,600
104	267,400	328,000	360,100	389,900	
105	268,400	328,300	360,300	390,200	
106	269,400	328,700	360,600	390,500	
107	270,400	329,000	360,900	390,800	
108	271,400	329,200	361,200	391,100	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	109	272,400	329,500	361,500	391,400
	110	273,400	329,800	361,800	391,700
	111	274,400	330,100	362,100	392,000
	112	275,100	330,400	362,400	392,300
	113	276,000	330,700	362,700	392,600
	114	276,800	331,000	363,000	392,900
	115	277,600	331,300	363,300	393,200
	116	278,400	331,600	363,600	393,500
	117	279,100	331,900	363,900	393,800
	118	279,700	332,200	364,200	394,100
	119	280,300	332,500	364,500	394,400
	120	280,800	332,800	364,800	394,700
	121	281,300	333,100	365,100	395,000
	122	281,800	333,400	365,400	395,300
	123	282,200	333,700	365,700	395,600
	124	282,600	334,000	366,000	395,900
	125	283,000	334,300	366,300	396,200
	126	283,400	334,600	366,600	396,500
	127	283,800	334,900	366,900	396,800
	128	284,200	335,200	367,200	397,100
	129	284,500	335,500	367,500	397,400
	130	284,900	335,800	367,800	397,700
	131	285,300	336,100	368,100	398,000
	132	285,700	336,400	368,400	398,300
	133	286,000	336,700	368,700	398,600
	134	286,300	337,000	369,000	398,900
	135	286,600	337,300	369,300	399,200
	136	286,900	337,600	369,600	399,500
	137	287,200	337,900	369,900	399,800
	138	287,500	338,200	370,200	400,100
	139	287,800	338,500	370,500	400,400
	140	288,100	338,800	370,800	400,700
	141	288,400	339,100	371,100	401,000
	142	288,700	339,400	371,400	401,300
	143	289,000	339,700	371,700	401,600
144	289,300	340,000	372,000	401,900	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	145	289,600	340,300	372,300	402,200
	146	289,800	340,600	372,600	402,500
	147	290,100	340,900	372,900	402,800
	148	290,400	341,200	373,200	403,100
	149	290,700	341,500	373,500	403,400
	150	291,000	341,800	373,800	
	151	291,300	342,100	374,100	
	152	291,600	342,400	374,400	
	153	291,900	342,700	374,700	
	154	292,200	343,000	375,000	
	155	292,500	343,300	375,300	
	156	292,800	343,600	375,600	
	157	293,100	343,900	375,900	
	158	293,400	344,200	376,200	
	159	293,700	344,500	376,500	
	160	294,000	344,800	376,800	
	161	294,300	345,100	377,100	
	162	294,600	345,400	377,400	
	163	294,900	345,700	377,700	
	164	295,200	346,000	378,000	
	165	295,500	346,300	378,300	
	166	295,800	346,600	378,600	
	167	296,100	346,900	378,900	
	168	296,400	347,200	379,200	
	169	296,700	347,500	379,500	
	170	297,000	347,800	379,800	
	171	297,300	348,100	380,100	
	172	297,600	348,400	380,400	
	173	297,900	348,700	380,700	
174	298,200	349,000	381,000		
175	298,500	349,300	381,300		
176	298,800	349,600	381,600		
177	299,100	349,900	381,900		
178	299,400	350,200	382,200		
179	299,700	350,500	382,500		
180	300,000	350,800	382,800		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	181	300,300 円	351,100 円	383,100 円	
	182	300,600	351,400	383,400	
	183	300,900	351,700	383,700	
	184	301,200	352,000	384,000	
	185	301,500	352,300	384,300	
	186	301,800	352,600	384,600	
	187	302,100	352,900	384,900	
	188	302,400	353,200	385,200	
	189	302,700	353,500	385,500	
	190	303,000	353,800	385,800	
	191	303,300	354,100	386,100	
	192	303,600	354,400	386,400	
	193	303,900	354,700	386,700	
	194	304,200	355,000		
	195	304,500	355,300		
	196	304,800	355,600		
	197	305,100	355,900		
	198	305,400	356,200		
	199	305,700	356,500		
	200	306,000	356,800		
	201	306,300	357,100		
	202	306,600	357,400		
	203	306,900	357,700		
	204	307,200	358,000		
	205	307,500	358,300		
	206	307,800	358,600		
	207	308,100	358,900		
	208	308,400	359,200		
	209	308,700	359,500		
	210	309,000	359,800		
211	309,300	360,100			
212	309,600	360,400			
213	309,900	360,700			
214	310,200	361,000			
215	310,500	361,300			
216	310,800	361,600			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	217	311,100	361,900		
	218	311,400	362,200		
	219	311,700	362,500		
	220	312,000	362,800		
	221	312,300	363,100		
	222	312,600	363,400		
	223	312,900	363,700		
	224	313,200	364,000		
	225	313,500	364,300		
	226	313,800			
	227	314,100			
	228	314,400			
	229	314,700			
	230	315,000			
	231	315,300			
	232	315,600			
	233	315,900			
	234	316,200			
	235	316,500			
	236	316,800			
	237	317,100			
	238	317,400			
	239	317,700			
	240	318,000			
	241	318,300			
	242	318,600			
	243	318,900			
	244	319,200			
	245	319,500			
	246	319,800			
	247	320,100			
248	320,400				
249	320,700				
250	321,000				
251	321,300				
252	321,600				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	253	321,900			
	254	322,200			
	255	322,500			
	256	322,800			
	257	323,100			
	258	323,400			
	259	323,700			
	260	324,000			
261	324,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 208,600	円 222,900	円 243,100	円 274,600

【参考】業務職給料表作成方針(1)及び(2)ア～エに基づき作成した基準となる給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	148,700	198,600	225,600	258,000
	2	149,300	200,500	227,400	260,000
	3	149,900	202,400	229,300	262,100
	4	150,500	204,300	231,200	264,200
	5	151,200	206,300	233,000	266,300
	6	151,800	208,200	234,900	268,300
	7	152,400	210,100	236,800	270,400
	8	153,100	212,100	238,800	272,500
	9	153,800	214,100	240,800	274,600
	10	154,400	216,000	242,700	276,700
	11	155,100	218,000	244,600	278,900
	12	155,800	220,000	246,600	281,100
	13	156,500	222,000	248,600	283,300
	14	157,400	224,000	250,500	285,500
	15	158,300	226,100	252,400	287,700
	16	159,200	228,100	254,400	289,900
	17	160,100	230,200	256,300	292,100
	18	161,100	232,300	258,100	294,300
	19	162,100	234,400	260,000	296,500
	20	163,200	236,500	261,900	298,800
	21	164,200	238,500	263,800	301,100
	22	165,600	240,600	265,600	303,400
	23	167,100	242,600	267,500	305,700
	24	168,600	244,600	269,400	308,000
	25	170,200	246,600	271,300	310,300
	26	171,700	248,600	273,200	312,600
	27	173,300	250,600	275,100	314,900
	28	174,900	252,600	277,000	317,200
	29	176,500	254,500	279,000	319,600
	30	178,200	256,300	280,900	322,000
	31	179,900	258,000	282,900	324,300
	32	181,600	259,700	284,800	326,600
	33	183,300	261,300	286,800	328,900
	34	184,900	263,000	288,700	331,200
	35	186,600	264,700	290,600	333,500
36	188,400	266,400	292,600	335,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	190,200	268,000	294,600	338,100
	38	192,100	269,700	296,600	340,300
	39	194,000	271,400	298,600	342,500
	40	195,800	273,100	300,700	344,700
	41	197,600	274,700	302,700	346,900
	42	199,100	276,400	304,800	349,100
	43	200,800	278,100	306,900	351,200
	44	202,500	279,800	308,900	353,300
	45	204,300	281,400	310,900	355,400
	46	206,100	283,100	312,800	357,600
	47	207,800	284,800	314,700	359,700
	48	209,500	286,500	316,600	361,800
	49	211,200	288,100	318,400	363,900
	50	212,800	289,800	320,300	366,000
	51	214,300	291,500	322,200	368,100
	52	215,800	293,200	324,100	370,100
	53	217,300	294,900	326,000	372,100
	54	218,800	296,600	327,800	373,900
	55	220,300	298,300	329,500	375,700
	56	221,800	300,000	331,400	377,500
	57	223,300	301,700	333,100	379,300
	58	224,800	303,300	334,800	380,700
	59	226,300	304,900	336,500	382,100
	60	227,800	306,400	338,100	383,500
	61	229,300	308,000	339,700	384,800
	62	230,800	309,500	341,300	386,000
	63	232,300	311,000	342,900	387,200
	64	233,800	312,500	344,500	388,400
	65	235,300	314,000	346,100	389,600
	66	236,800	315,300	347,700	390,700
	67	238,300	316,600	349,300	391,800
	68	239,800	317,900	350,800	392,900
	69	241,200	319,200	352,300	394,000
	70	242,600	320,400	353,700	395,000
	71	244,100	321,500	355,100	395,900
72	245,600	322,700	356,400	396,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	73	247,100	323,900	357,600	397,700
	74	248,500	325,000	358,800	398,400
	75	250,000	326,100	359,800	399,200
	76	251,500	327,100	360,900	399,800
	77	253,000	328,200	361,900	400,400
	78	254,500	329,200	362,900	401,000
	79	256,000	330,200	363,900	401,600
	80	257,400	331,200	364,900	402,200
	81	258,900	332,200	365,800	402,700
	82	260,300	333,200	366,700	403,200
	83	261,700	334,100	367,600	403,700
	84	263,100	335,000	368,500	404,200
	85	264,600	335,900	369,300	404,700
	86	266,000	336,700	370,100	405,200
	87	267,500	337,500	370,900	405,700
	88	269,000	338,300	371,600	406,200
	89	270,400	339,000	372,300	406,700
	90	271,900	339,700	373,000	407,200
	91	273,400	340,400	373,600	407,700
	92	274,800	341,100	374,200	408,200
	93	276,300	341,700	374,800	408,700
	94	277,700	342,400	375,400	409,200
	95	279,100	343,100	375,900	409,700
	96	280,400	343,800	376,400	410,100
	97	281,700	344,400	376,900	410,500
	98	283,000	345,000	377,400	411,000
	99	284,300	345,600	377,900	411,400
	100	285,700	346,200	378,400	411,800
	101	287,000	346,800	378,900	412,200
	102	288,300	347,400	379,400	412,700
	103	289,600	347,900	379,900	413,100
104	291,000	348,400	380,400	413,500	
105	292,300	348,900	380,800	413,900	
106	293,500	349,400	381,300	414,400	
107	294,700	349,900	381,800	414,800	
108	295,900	350,400	382,200	415,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	109	297,000	350,800	382,600	415,600
	110	298,100	351,300	383,100	416,000
	111	299,200	351,800	383,600	416,400
	112	300,300	352,300	384,000	416,800
	113	301,300	352,700	384,400	417,200
	114	302,300	353,200	384,900	417,600
	115	303,200	353,700	385,300	418,000
	116	304,100	354,100	385,700	418,400
	117	305,000	354,500	386,100	418,800
	118	305,700	355,000	386,600	
	119	306,400	355,500	387,000	
	120	307,000	355,900	387,400	
	121	307,600	356,300	387,800	
	122	308,200	356,800	388,300	
	123	308,800	357,300	388,700	
	124	309,300	357,700	389,100	
	125	309,800	358,100	389,500	
	126	310,300	358,600	390,000	
	127	310,800	359,100	390,400	
	128	311,300	359,500	390,800	
	129	311,800	359,900	391,200	
	130	312,300	360,400	391,700	
	131	312,800	360,800	392,100	
	132	313,300	361,200	392,500	
	133	313,700	361,600	392,900	
	134	314,200	362,000	393,300	
	135	314,700	362,400	393,700	
	136	315,200	362,800	394,100	
	137	315,500	363,200	394,500	
138	316,000		395,000		
139	316,500		395,400		
140	316,900		395,800		
141	317,300		396,200		
142	317,800		396,700		
143	318,200		397,100		
144	318,600		397,500		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	145	319,000		397,900	
	146	319,500		398,300	
	147	319,900		398,700	
	148	320,300		399,100	
	149	320,700		399,500	
	150	321,200		400,000	
	151	321,700		400,400	
	152	322,100		400,800	
	153	322,500		401,200	
	154	323,000		401,700	
	155	323,400		402,100	
	156	323,900		402,500	
	157	324,300		402,900	
	158	324,800			
	159	325,300			
	160	325,700			
	161	326,100			
	162	326,600			
163	327,100				
164	327,500				
165	327,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 208,600	円 222,900	円 243,100	円 274,600

給料の調整額の改定について（案）

1 現業調整額

区 分	現 行	改 定 案	改 定 額
七 八(1)	38,100 円	38,400 円	+300 円
八(2)	34,300 円	34,600 円	+300 円

2 直接処遇調整額

区 分	現 行	改 定 案	改 定 額
一	17,200 円	17,400 円	+200 円
二	21,500 円	21,700 円	+200 円
四	29,900 円	30,100 円	+200 円
六	37,900 円	38,200 円	+300 円

3 実施時期

勧告給料表の実施時期

勤勉手当の成績率の見直しについて（最終案）

1 趣 旨

職員の能力・業績に基づく処遇への反映を一層徹底する観点から、勤勉手当の成績率の見直しを行う。

2 改正内容

加算額（成績率の原資）を以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
<p>1 課長代理級の職員、主幹教諭及び指導教諭 勤勉手当 5%、扶養手当（はね返し含む。）及び下位からの減額分 <u>6%</u></p> <p>2 上記以外の職員 勤勉手当 4%、扶養手当（はね返し含む。）及び下位からの減額分 <u>6%</u></p>	<p>1 課長代理級の職員、主幹教諭及び指導教諭 勤勉手当 5%、扶養手当（はね返し含む。）及び下位からの減額分 <u>13%</u></p> <p>2 上記以外の職員 勤勉手当 4%、扶養手当（はね返し含む。）及び下位からの減額分 <u>13%</u></p>

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。

3 実施時期

令和 7 年 6 月に支給する勤勉手当から適用

帰住旅費の見直しについて（案）

1 趣 旨

帰住に要する費用の弁償を図り、あわせて人材の確保にも資するため、帰住旅費の取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

帰住旅費の支給対象事由に「任期付職員の任期が満了したことによる退職」を新たに加える。

なお、支給要件、支給する旅費の種類その他の支給に関する詳細事項は、現行の島しょ等赴任職員に係る帰住旅費の取扱いと同様とする。

3 実施時期

令和6年3月31日以後に退職する職員から適用

フレックスタイム制の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の柔軟で多様な働き方を推進する観点から、フレックスタイム制における変更申請の取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

勤務時間の割振り後における職員からの変更申請の期限について、以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
変更を希望する日が属する週が始まる前まで	変更を希望する日の前日まで

3 実施時期

令和6年4月1日

「勤務間インターバル」及び「連続勤務の禁止」 の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の健康保持や総労働時間抑制のため、勤務間インターバルの確保及び連続勤務の禁止の取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

(1) 勤務間インターバル

	現 行	改 正 案
対象 職場	本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場	本庁職場及び出先事業所のうち、時差勤務を導入している職場
設定 時間	8 時から 11 時間 (原則 11 時間)	9 時から 11 時間 (原則 11 時間)

(2) 連続勤務の禁止

	現 行	改 正 案
対象 職場	本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場	本庁職場及び出先事業所のうち、時差勤務を導入している職場

3 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

育児時間の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、育児時間の利用期間について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
生児の誕生日の1年 <u>3</u> 月後の前日の終わりまで	生児の誕生日の1年 <u>6</u> 月後の前日の終わりまで

3 実施時期

令和6年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

災害休暇の見直しについて（案）

1 趣 旨

今後の大規模な自然災害の発生に備える観点から、災害休暇の取得に係る要件について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<ul style="list-style-type: none">・ 職員の現住居が滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等を行うとき	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の現住居が滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等を行い、<u>又は一時的に避難しているとき</u>・ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</u>

3 実施時期

令和6年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

交替制勤務等職員に係る 夏季休暇の取得期間の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員のライフ・ワーク・バランスの一層の推進に向け、交替制勤務等職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、夏季休暇の取得期間について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>7月1日から9月30日まで</u>	<u>6月1日から10月31日まで</u>

3 実施時期

令和6年4月1日

介護休暇の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の介護と仕事との両立を支援する観点から、介護休暇の利用方法の取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

(1) 利用形態を中途変更することができる期間を以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
連続する6月の期間経過後における各承認期間につき1回	連続する6月の期間内及び期間経過後における各承認期間につき1回

(2) 利用形態の中途変更について、既に承認された期間を短縮する中途変更はできないとする要件を撤廃する。

3 実施時期

令和6年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

会計年度任用職員への勤勉手当の導入について（案）

1 趣 旨

地方自治法の改正等を踏まえ、適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当を導入する。

2 内 容

別紙「会計年度任用職員の勤勉手当について」のとおり

3 実施時期

令和6年4月1日

4 そ の 他

本導入に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員の勤勉手当について

項 目	内 容
1 支給対象者	○ 基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、一会計年度において任用される期間が通算して6月以上の職員に支給する。
2 支給日・支給方法	○ 支給日は、原則として6月30日及び12月10日とする。 ○ 支給方法は、常勤職員の例による。
3 支給月数	○ 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。）の勤勉手当の支給月数を適用する。
4 支給額	
（1）算定方法	○ 勤勉手当基礎額に支給割合を乗じて算定する。 ○ 支給割合は、期間率に成績率を乗じて得た割合とする。
（2）勤勉手当基礎額	○ 月額報酬を受ける職員については、第一種報酬の額とする。 ○ 日額又は時間額の報酬を受ける職員については、第一種報酬の額を月額に換算した額とする。
（3）期間率	○ 支給期間（基準日以前6か月以内の期間）における勤務期間に応じて決定する。 ○ 勤務期間の算定方法については、常勤職員に準ずる。
（4）成績率	
① 加算額 （成績率の原資）	○ 勤勉手当3%及び下位からの減額分6%とする。
② 成績率の段階	○ 標準・下位の2段階とする。
③ 成績率原資の配分割合	○ 全て標準に配分し、支給の都度、原資の範囲内で任命権者が定める。
④ 成績率の段階の決定	○ 次のとおり局長が決定する。 標準：下位以外の者 下位：前年度に業績評価の総合評価が最下位であった者のうち、局長が下位と認めるもの ○ 基準日時点で任用されている職と同一の職務内容と認められる職において、前年度に業績評価による評定がなされなかった者は、成績率対象外とする。

会計年度任用職員への災害休暇の導入について（案）

1 趣 旨

今後の大規模な自然災害の発生に備える観点から、会計年度任用職員に災害休暇を導入する。

2 内 容

（1）取得要件

- ・ 職員の現住居が滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているため、勤務しないことが相当と認められるとき
- ・ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないため、勤務しないことが相当と認められるとき

（2）承認期間

日を単位として、災害により、現住居が滅失若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日から起算して7日を超えない範囲内で必要と認められる期間

（3）報酬の取扱い

有給

（4）その他

手続等については、常勤職員の例による。

3 実施時期

令和6年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

会計年度任用職員の育児時間の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、育児時間の利用期間について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
生児の誕生日の1年 <u>3</u> 月後の前日の終わりまで	生児の誕生日の1年 <u>6</u> 月後の前日の終わりまで

3 実施時期

令和6年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

会計年度任用職員の介護休暇の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の介護と仕事との両立を支援する観点から、介護休暇の利用方法の取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

(1) 利用形態を中途変更することができる期間を以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
連続する93日の期間経過後における各承認期間につき1回	連続する93日の <u>期間内及び</u> 期間経過後における各承認期間につき1回

(2) 利用形態の中途変更について、既に承認された期間を短縮する中途変更はできないとする要件を撤廃する。

3 実施時期

令和6年1月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。